

# 市職員の給与等を公表します

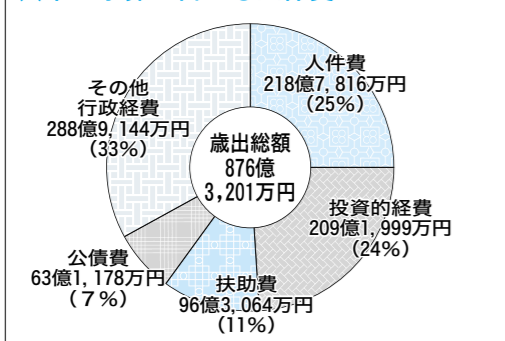
所沢市職員の給与は、民間企業の給与や国、他の地方公共団体の給与との均衡を考慮し、毎年人事院および県人事委員会の給与勧告を参考に、市長が給与条例などの改正を市議会に提案し、その議決を経て定めています。

なお、この条例については所沢市ホームページの「所沢市規集」でもご覧いただけます。

●ホームページアドレスは、本号の表紙をご覧ください。

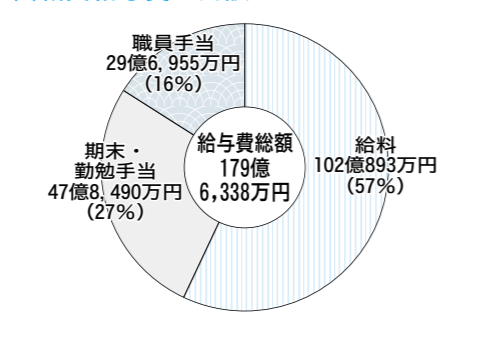
※問い合わせ 職員課 (☎998-9048・FAX998-9042)

## (1)市の予算に占める人件費



- この図は、平成14年度の普通会計（公営事業会計以外）決算で歳出決算額に占める人件費の割合を示したものです。
- 人件費には、特別職・市議会議員に支給される給料および報酬、職員の給料・手当のほか、地方公務員共済組合、退職手当組合、公務災害補償などの負担金が含まれます。

## (2)職員給与費の内訳



- この図は、平成15年度普通会計（公営事業会計以外）当初予算でみたものです。
- 一般職員（特別職以外）を示しています。
- 職員手当は退職手当を含みません。
- 1人あたりの給与費の平均は、約758万円です。

## (4)職員の平均給料月額、平均年齢などの状況

| 平成15年4月1日現在 |          |         |          |        |
|-------------|----------|---------|----------|--------|
| 区分          | 平均給料月額   | 平均手当月額  | 平均給与月額   | 平均年齢   |
| 一般行政職       | 369,500円 | 89,286円 | 458,786円 | 43歳7月  |
| 現業職         | 355,600円 | 71,477円 | 427,077円 | 45歳11月 |

## (5)職員の初任給の状況

| 平成15年4月1日現在 |          |          |  |
|-------------|----------|----------|--|
| 区分          | 所沢市      | 国        |  |
| 一般行政職       | 178,500円 | 171,500円 |  |
| 高校卒         | 150,000円 | 139,500円 |  |

## (6)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

| 平成15年4月1日現在 |          |          |          |
|-------------|----------|----------|----------|
| 区分          | 経験年数10年  | 経験年数15年  | 経験年数20年  |
| 一般行政職       | 273,000円 | 322,175円 | 370,760円 |
| 高校卒         | 237,300円 | 278,867円 | 327,200円 |

## (8)特別職の報酬などの状況

| 平成15年4月1日現在 |             |          |       |
|-------------|-------------|----------|-------|
| 区分          | 給料または報酬(月額) | 期末手当支給割合 |       |
|             |             | 6月期      | 12月期  |
| 市長          | 1,080,000円  | 2.25月    | 2.40月 |
| 助役          | 920,000円    |          |       |
| 収入役         | 820,000円    | 2.15月    | 2.40月 |
| 水道事業管理者     | 820,000円    |          |       |
| 常勤の監査委員     | 610,000円    | 2.15月    | 2.40月 |
| 議長          | 660,000円    |          |       |
| 副議長         | 580,000円    |          |       |
| 議員          | 560,000円    |          |       |

●特別職の給料・報酬額は、平成8年4月1日の改定以降は据え置かれています。

## (3)給与の種類とその内容

| 給与の種類   | 内容  |
|---------|---|
| 給料      | 職務の種類と内容に応じて、給料表・級などが決定される基本給に相当するもの  |
| 扶養手当    | 区分 金額<br>配偶者 14,000円<br>1人目 扶養配偶者あり 6,300円<br>扶養配偶者なし 6,800円<br>2人目 6,300円<br>3人目以降 5,300円<br>◎満16歳～22歳の年度末までの子については5,000円加算。   |
| 調整手当    | 民間における賃金や物価が特に高い地域に勤務する職員に支給。給料、扶養手当、管理職手当の合計の10%   |
| 住居手当    | 借家等居住者 家賃に応じた額(最高支給限度額33,900円)<br>持家居住者 8,900円(ただし新築・購入から7年間は10,400円)   |
| 通勤手当    | 電車等利用者 運賃相当額<br>車等利用者 距離に応じた定額  |
| その他     | 管理職手当、初任給調整手当(医師のみ)等  |
| 時間外勤務手当 | 支給総額 6億2,425万円<br>平均支給月額 職員1人あたり38,909円<br>◎平成14年度普通会計決算より算出。月額38,909円は、給料月額35万円程度の職員がおおよそ13時間の時間外勤務をした場合に相当します。  |
| 特殊勤務手当  | 著しく危険・不快等、特殊な勤務に従事する職員に支給。消防手当・清掃手当等  |
| 期末・勤労手当 | 手当の種類 15種類<br>平均支給月額 職員1人あたり6,342円<br>◎平成14年度普通会計決算より算出。<br>ボーナスに相当する手当   |
| 退職手当    | 15年度支給割合 期末 勤 勉<br>6月期 1.55月 0.70月<br>12月期 1.70月 0.70月<br>計 3.25月 1.40月<br>14年度支給割合 自己都合 勤奨・定年<br>勤続20年 21,000円 28,875円<br>勤続25年 33,75円 44,55円<br>勤続35年 47,50円 62,70円<br>最高限度額 60,000円 62,70円<br>その他加算措置 制度なし<br>退職時特別昇給 原則1号給<br>特別の勤奨退職者2号給 |

◎所沢市は、埼玉県市町村職員退職手当組合に加入しており、退職手当の支給割合は同組合の支給条例に基づきます(埼玉県全体では84市町村が加入しています)。

## (9)部門別職員数の状況

| 平成15年4月1日現在 |        |        |      |             |
|-------------|--------|--------|------|-------------|
| 区分          | 職員数    |        | 前年比較 | 主な増減理由      |
|             | 平成14年  | 平成15年  |      |             |
| 一般行政        | 1,628人 | 1,627人 | △1人  | 事務の合理化      |
| 教育          | 400人   | 397人   | △3人  | 学校給食業務の民間委託 |
| 消防          | 325人   | 329人   | 4人   | 救急体制の充実     |
| 病院          | 86人    | 85人    | △1人  | 事務の合理化      |
| 水道          | 131人   | 129人   | △2人  | 事務の合理化      |
| 下水道         | 121人   | 117人   | △4人  | 現業職員の退職不補充  |
| その他         | 51人    | 53人    | 2人   | 国民健康保険業務対応  |
| 合計          | 2,742人 | 2,737人 | △5人  |             |

◎一般行政・議会、総務、税務、民生、衛生、労働、農林水産、商工、土木、その他・国民健康保険、介護保険、ただし、再任用短時間勤務職員(一般行政4人、教育2人、病院1人、水道1人、下水道1人)を除きます。

# 市職員を募集します

## 市政通信

- 【募集職種・採用予定人員】
  - 行政職 精神保健福祉士：1人
  - 医療職 看護師：1人
- 【受験資格】
  - 精神保健福祉士 昭和43年4月2日以降生まれで精神保健福祉士の資格を有する方
  - 看護師 次のすべてに該当する方
    - 昭和43年4月2日以降生まれで看護師免許を取得している方、または平成16年3月までに看護師免許を有する方に限ります。
- 【注意事項】
  - 郵送や代理人、書類不備の申し込みは、一切受け付けません。
  - 日本国籍を有しない方も受験できます(永住者または特別永住許可を有する方に限ります)。
  - 採用時期は、平成16年4月1日以降となります。採用予定人員は、欠員などの状況により変更になる場合もあります。
  - 募集案内・受験申込書は、市役所4階・職員課で配布します。なお郵送で配布を希望される方は、120円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(A4版)を同封し、往信封筒の表面に受験希望職種を朱書きのうえ、職員課に請求してください。
  - 請求先・問い合わせ 職員課 〒359-8501 並木1-1-1/☎998-9048・FAX998-9042

# 11月9日は119番の日です

## 秋の全国火災予防運動の実施

11月9日(日)15日(土)に、秋の全国火災予防運動を実施します。今年も、9月末日までに市内で92件(前年比10件減)の火災が発生しました。このうち建物火災は54件(1件増)、車両火災は10件(同6件減)、その他火災(枯れ草・ごみくず等)は28件(同5件減)となっています。

出火原因は、下表のとおりです。

|    |                   |
|----|-------------------|
| 1位 | 放火…41件(うち放火の疑い8件) |
| 2位 | たばこ…12件           |
| 3位 | こんろ…11件(うち天ぷら鍋6件) |
| 4位 | 火遊び…5件            |
| 5位 | 電気配線器具等…2件        |

この放火は、昨年同様に比べ11件増加しており、出火原因の約45%を占めています。

皆さんのご家庭でも、家の周りや人目につきやすい場所には燃えやすいものを置かないよう注意し、放火されない環境をつくりましょう。

県内における平成14年中の火災による死者105人のうち、建物火災による死者(放火自殺者を除く)は57人、火災による負傷者は464人でした。

近年、全国の建物火災による死者



「119番への通報要領」

- 「火事」か「救急」かをはっきりと告げよう。
- 「火事」の場合は、建物の名称と近くにある目標を、「何がどのようになっているか」を伝える。
- 「救急」の場合は、「誰がどうしたか」「どこが痛いのか」「出血しているか」「意識はあるか」「呼吸をしているか」などの状況を伝える。
- 住所(〇〇町〇〇番〇〇号)、名前、電話番号を言う。
- 携帯電話から通報するときは携帯電話から119番しただけでは、県内どこに居ても一括してさいたま市消防本部に入り、その後、県内の各消防本部に転送されます。市内で発生している場合は、最初に「所沢市です」と言ってください。

## ダイオキシン類を削減しましょう

～庭先などのごみの焼却はやめましょう～

現在、環境中に排出されているダイオキシン類は、大部分が廃棄物の焼却により発生しています。そして、その半分以上が私たちの生活から毎日出されるごみの焼却によるものです。

■庭先などのごみの焼却はやめましょう

家庭用ごみ焼却炉のほとんどは、燃焼温度が十分に上がらなかったり、燃素が不十分だったりするために不完全燃焼を起こしやすく、ダイオキシンなどの有害な物質が発生してしまいます。

そこで、昨年12月から家庭や事業所などで使われている小型ごみ焼却炉には、燃焼温度を800℃以上に保つパーナーや温度計などの設置が義務づけられ、これらの構造を満たさない焼却炉の使用は禁止されています。

特に、庭先や畑などでのご草木・剪定枝の焼却に対し、苦情の相談が多く寄せられています。これらの焼却炉を使用しない焼却、ドラム缶などでの焼却も禁止されていますのでご注意ください。

■ごみを減らしましょう

ダイオキシン類を削減するため、個人でのごみ焼却はやめ、ルールに従って分別し、決められた場所にごみを出しましょう。市のごみ処理施設は、ダイオキシン類が排出されにくい構造です。

また、ごみの発生量、特に可燃物の量を減らすことは、排ガスに含まれ排出されるダイオキシン類の削減のみならず、焼却灰にも含まれているダイオキシン類の削減にとっても有効な手段です。

■ごみを減らしましょう

現在でも増え続けているごみの量を減らすには、「必要なものを必要な量だけ買う」「使い捨て商品は買わない」「買ったものは長く大切に使う」、さらに市の分別収集などに協力して再利用やリサイクルを促進する等、一人ひとりの行動が求められています。

問い合わせ 環境対策課 (☎998-9230・FAX998-9195)



## 住宅防火・いのちを守る「7つのポイント」

～3つの習慣・4つの対策～

【3つの習慣】

- 寝たばこは、絶対にしない。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を備える。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

すぐに所沢市消防本部に転送され、いち早く現場に出場できます。

問い合わせ 消防本部指令課 (☎924-1311・FAX924-5184)

【防火ホスターの配布】

チャリンなどの配布

とき 11月7日(金)14日(金)14日(土)午後5時

ところ 前8時30分～午後5時

◎開店

とろろ ①市役所1階・市民ホール

とろろ ②パルコ新所沢店

とろろ ③西友小手指店

とろろ ④B館

内容 市内の小・中学生が製作した防火ホスターの展示等

問い合わせ 消防本部予防課 (☎924-1313・FAX924-5186)

## 所沢市消防団特別点検を実施します

消防団の厳正な規律や消防技術を市長が点検し、その勇姿を多くの市民の皆さんに披露するため、恒例の消防団特別点検を行います。

とき 11月16日(日)午前8時～正午

ところ 泉小学校

内容 消防団員の規律や日ごろ訓練した消防技術について市長の点検を受けるもので、消防車の行進や放水訓練を行います。ぜひ、ご観覧ください。

◎当日、午前7時にサイレンが鳴ります。火災と間違えないようにしてください。

問い合わせ 消防本部警防課 (☎922-5117・FAX924-5186)

## 皆さんの善意

【愛の福祉基金】 ●NPO法人日本伝統振興会(1万6千円) ●松葉晃一様(8,880円) ●パツワーキルト教室フレンズ様(51,567円) ●むさしのハローモニカクラブ様(8万円) ●所沢カラオケ同好会様(50,554円) ●ファミリーマート航空公園西口店様(35,702円) ●所沢婦人クラブ様(5万円) ●榮和代様(1万円) ●花見月会様(51,987円) ●所沢婦人クラブ様(5万円) ●所沢婦人クラブ様(5万円) ●児童館全1館へ ●社会福祉法人全国心身障害児福祉財団様(宝くじドリームジャンボ本セット各1組) ●小手指保育園保護者会様(デジタルビデオカメラ1式) ●マラローダー1式

※9月11日から10月10日までの受け付け分です。ありがとうございます。